



なお、国家公務員については、一般職に属するか特別職に属するかが明らかでないときは人事院が決定することとされているが（国公務員法二四條）、地方公務員についてはこれに相当する規定がないので、第一義的には任命権者が決定することとなり、最終的には司法判断を受けることになる（札幌地裁七・八・九判決（労働判例六九八号七〇頁）、神戸地裁第二・六・二〇判決（労働判例六九八号七〇頁）など）。

(2) 特別職の範囲と種類

① 特別職の範囲 特別職の範囲は、本条第三項各号に列記されているが、これは例示ではなく限定列記である（本条二參照）。国家公務員についても特別職は限定列記されているが（国公務員法三三）、地方公務員法の限定列記との間には若干の相違がある。まず、国家公務員法の場合は、内閣総理大臣をはじめ、國務大臣、人事官および検査官、内閣法制局長官、内閣官房副長官、大臣政務官、官内庁長官、特命全權大使、日本学士院会員、裁判官、国会議員など、具体的な職名を掲げているものが多いが、地方公務員法では、地方公営企業の管理者、企業団の企業長、非常勤の消防団員、水防団員および特定地方独立法人の役員等の職以外については具体的な職名を掲げることなく、概括的に特別職を規定している。これは、一つには国家公務員法では三権分立を前提として国会および裁判所の職員を全面的に一般職から除外し、かつ、防衛省の職員も原則として特別職としているのに対し、地方公務員法では議会の事務局の職員も含めて全ての地方公務員に同一の基準と適用することを原則としていることに加えて、国は単一の団体であるので具体的な職名をあげる事が容易であるが、地方公共団体の数は千八百近くあってその職制も必ずしも同一ではないということから、抽象的、概括的表現をとっているものである。

次に、国家公務員法では前述のように国会議員が特別職であるのに対し、地方公務員法では議会の事務局の職員は一般職であり、逆に非常勤の顧問、参事などは、国家公務員法では一般職であるのに対し、地方公務員法では特別職であるといった違いがある。こうした相違は、立法政策上の違いであって、理論上の理由があるとは思われない。

特別職の範囲に関して次に問題となるのは、その範囲がかなり狭いことである。すなわち、地方公務員の範囲がきわめて

広いにもかかわらず、特別職の範囲が狭いことによつて、一般職に数多くの職種が含まれることになる結果、臨時職員や単純労働職員あるいは公営企業の職員など勤務の内容が民間の類似の職種と差異のない者については、労働基本権、政治的行為の制限、労働基準法の一部の規定の適用などについて、一般の行政事務に従事している者と異なる特例を設ける必要が生じている。立法論としては、こうした職種の者を地方公務員の範囲外とすること、あるいは地方公務員とするにしても特別職として地方公務員法の全部または大部分を適用しないこととすることも検討に値しよう。しかし、現実には特定地方独立行政法人の役員および職員を地方公務員とする立法がなされるなど、地方公務員の法的性質や位置づけがますます不明確になりつつある。

次に、立法論として特別職の地方公務員の範囲に含めることが疑問である者がある。その一は、特別職の秘書であり、特別の信頼関係に立つものである以上、私的な契約関係とすることが適当であらう。その二は、非常勤の消防団員および水防団員であり、「義勇消防」ともいわれるように、民間の公共的なボランティア活動として位置づけるべきであらう。その三は、地方公営企業の管理者および企業団の企業長である。これらの者については、立法論として特別職、一般職のいずれとすることについても理由を立てることができよう。現に昭和四一年の地方公営企業法の改正前は、管理者は一般職とされていたのであるが、この改正で管理者の責任体制を確立するという見地から、新たに設けられた企業長とともに特別職とされたのである。しかし、地方公営企業の現状ではその管理体制、とくに労働管理の面で、むしろ一般職として地方公共団体の長の指揮監督の下に置くことの方がより適切であるように思われる。逆に、平成一八年の地方自治法の改正によつて、その任命について議会の同意を要する出納帳又は収入役に代わつて、長がその補助職員のうちから任命する会計管理者が置かれることとなったが、会計事務について独自の権限を有し、執行機関による支出事務の適正さを確認する権限と責任を有する機関が長の指揮監督下にある一般職とされたことは、内部統制（コーポレートガバナンス）の観点からは問題なしとしない。

② 特別職の種類 特別職に属する職は地方公務員法第三条第三項に列挙されているが、これには、住民またはその代

表の信任によって就任する政治職、任命権者が自由に連任することができる自由任用職およびその職に専念することが予定されていない非専務職の三つの種類があり、恒久的な職ではないことまたは常時勤務することを要しない職であることが特徴となっている。

ア 政治職 政治職というのは、就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職のことをいう。これらの職への就任は住民または住民の代表たる議員の意思に基づくものであり、リコール制度の対象となる職も多く、これに成績主義、厳格な勤務規律、政治と行政の分離などの地方公務員法の原則を適用することは必要でも適当でもないという判断に基づくものである。具体的には、地方公共団体の長や議会の議員、副知事、副市町村長、監査委員、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、人事委員会または公平委員会の委員、公安委員会の委員などがこれに該当する。

イ 自由任用職 自由任用職というのは、成績主義によることなく、任命権者との人的関係や政治的配慮に基づいて任用できる職のことをいう。具体的には、地方公営企業の管理者および企業団の企業長ならびに地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの、特定地方独立行政法人の役員がこれに該当する。副知事や副市町村長は一定任期の定めがあるものの、任期途中で解任についても制限がない（首長法二六但し書）ことからすると、政治職であるとともに自由任用職にも該当するものと考えられる。

ウ 非専務職 非専務職というのは、生活を維持するために公務に就くのではなく、特定の場合一、一定の学識、知識、経験、技能などに基づいて、随時、地方公共団体の業務に参画する者の職のことを意味する。これらの職を占める者は、その担当する職務が厳格な指揮命令系統の中で行われることが予定されておらず、当該公務の他に職務を有していたり、公務のために使用する時間が短時間であったり、その期間が短いのが通例であることから、地方公務員法を適用することが適当ではないとされるのである。その意味で、特別の学識、知識、経験、技能などに基づくことなく、上司の指揮命令の下に、補助的職務に従事するにすぎない者は、この非専務職には含まれないことになる。具体的には、審議会や審

査会などの委員、臨時または非常勤の顧問、参事、調査員、嘱託員およびこれらの者に準ずる者、非常勤の消防団員および水防団員がある。

(3) 国家公務員法と地方公務員法との違い

国家公務員についても特別職と一般職の区分がなされ、一般職に属する職員だけに国家公務員法が適用されることになっている（国公法二一四）が、国家公務員法と地方公務員法とで、考え方が大きく異なる点がある。

その第一は、国家公務員法には国家公務員の定義規定がなく、その範囲は憲法第七三条の「官吏」の解釈に委ねられていることである（国公法二二）。この結果、地方公務員法第三条第三項第二号に定められているような委員や委員会の構成員はそもそも官吏に該当しないという解釈により、常勤、非常勤の別なく、国家公務員法の適用対象外となっているため、国家公安委員会の委員は国家公務員（官吏）ではないが、都道府県の公安委員会の委員は特別職の地方公務員であるという不可解な現象が起きている。

その第二は、国家公務員法には、一般職であっても、国家公務員法の規定をそのまま適用することが不適当な職については、特別の取扱いをすることができるという規定があるが、地方公務員法にはこれに相当する定めがないことである。すなわち、国家公務員法附則第一三條は、「一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これを規定することができる。」と定め、法律とは別に、実情に沿った弾力的な取扱いができるように配慮され、現実にも、非常勤の職員や臨時の職員（地方公務員法においては一般職に属するとされる者も含む）の取扱いや派遣制度などについての多くの特例が人事院規則で定められている。これに対して、地方公務員については、「職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十）第一条に規定する学校及び幼稚園の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三十七項に規定する幼稚園型認定こども園であつて地方公共団体の設置するものを含む。）の教職員（学校教育法第七條（幼稚園の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十六條において準用する場合を含む。）に規定する校長及び教員並びに学校教育法第二十七條第一

新版 逐条地方公務員法（第4次改訂版）

平成14年3月10日 初版発行
平成18年2月28日 第1次改訂版発行
平成21年3月20日 第2次改訂版発行
平成26年1月24日 第3次改訂版発行
平成28年5月20日 第4次改訂版発行

著者 橋本 嘉
発行者 佐久間 重 嘉

【密案】 電話 (03) 3261-1111
【編集】 電話 (03) 3261-1112
<http://www.gakuyoco.jp/>
振替 00170-4-84240

学陽書房 東京都千代田区麹町1-9-3

© Isamu Hashimoto 2016, Printed in Japan
ISBN 978-4-313-07314-2 C2032

東京製版印刷／東京製版工業本

乳丁・帯丁等は送料小社負担にてお取り替えます。

地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果

(令和2年4月1日現在)

・ 会計年度任用職員制度が導入された令和2年4月1日現在の地方公務員の臨時・非常勤職員の実態調査を実施

【対象団体】 都道府県、指定都市及び市区町村等(一部事務組合等を含む。) 計3,272団体

【対象職員】 令和2年4月1日現在の会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員 ※

※ 前回調査(平成28年度)までは、「任用期間が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上」の職員を対象に調査。

令和2年度は前回調査対象に加え、制度の移行状況を把握するための参考として、それ以外の臨時・非常勤職員についても調査。

【主な調査項目】 ・ 会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の人数(職種別)

・ パートタイム会計年度任用職員の勤務時間区分ごとの人数

・ 会計年度任用職員の給料(報酬)額 等

※ 調査人数については、特に記載がない場合は「任用期間が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上」の臨時・非常勤職員についての人数。

会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2)：

令和2年4月1日から導入された一般職の非常勤職員で、一会計年度を超えない範囲内で任用され、標準的な業務の量に応じてフルタイムの職とパートタイムの職に区分される。常時勤務を要する職とは職務の内容や性質が異なるが、服務及び懲戒、給付、勤務時間及び休暇など、常勤職員と同様に地方公務員法が適用される。

臨時的任用職員(同法第22条の3)：

常時勤務を要する職に欠員が生じた場合、緊急のとき・臨時の職など正式任用の手続を経るいとまがないときにその例外として認められ、勤務時間は常勤職員と同じフルタイムで任用される。

特別職非常勤職員(同法第3条第3項第3号)：

専門的な知識経験を有する者が就く職であって、その職の性質上、公務に従事する時間や期間も短く、随時、地方公共団体の業務に参画する労働者性の低い職で任用される。

1 臨時・非常勤職員の人数

- 職員数は69.4万人で、平成28年度調査の64.3万人から5.1万人増加。
- 任用の適正化等により、特別職非常勤職員や臨時的任用職員が大幅に減少する一方で、一般職非常勤職員（令和2年4月から会計年度任用職員）が大幅に増加。
- 任用根拠別では、会計年度任用職員が62.2万人（89.6%）で最も多い。団体区分別では、市区が36.4万人（52.4%）で最も多く、次いで都道府県が16.2万人（23.4%）、町村が8.1万人（11.7%）、指定都市が7.0万人（10.1%）となっている。

（単位：人）

区 分		(参考) 前回調査(平成28年度)との比較	
		計	増減数
任用根拠別	会計年度任用職員 (H28:一般職非常勤職員)	622,306 (89.6%)	455,273
	臨時的任用職員	68,498 (9.9%)	▲191,800
	特別職非常勤職員	3,669 (0.5%)	▲212,131
総 数		694,473 (100.0%)	51,342
団体区分別	都道府県	162,492 (23.4%)	24,099
	市区町村等	531,981 (76.6%)	27,243
	指定都市	70,060 (10.1%)	12,014
	市区	363,993 (52.4%)	7,204
	町村	81,111 (11.7%)	7,612
一部事務組合等		16,817 (2.4%)	413

参 考	任用期間6か月未満、又は勤務時間が19時間25分/週未満
	279,163 (64.7%)
	6,229 (1.4%)
	145,881 (33.8%)
	431,273 (100.0%)
	106,363 (24.7%)
	324,910 (75.3%)
	49,268 (11.4%)
	230,009 (53.3%)
	41,760 (9.7%)
	3,873 (0.9%)

2 会計年度任用職員について

(1) 総 数

- 会計年度任用職員の総数は62.2万人で、そのうち、フルタイムで任用されている職員は7.0万人で全体の11.2%、パートタイムで任用されている職員は55.3万人で全体の88.8%を占めている。

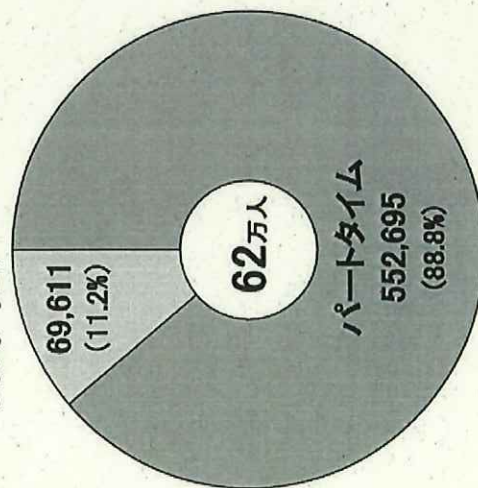
フルタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者

パートタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べ短い時間である者

フルタイム

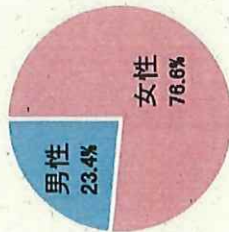


(単位：人、割合)

任用区分	人 数
会計年度任用職員	622,306 (100.0%)
フルタイム	69,611 (11.2%)
パートタイム	552,695 (88.8%)

2 会計年度任用職員について

(2) 性別



- 会計年度任用職員の約4分の3を女性が占めている。
女性 476,403人 (76.6%) 男性 145,903人 (23.4%)

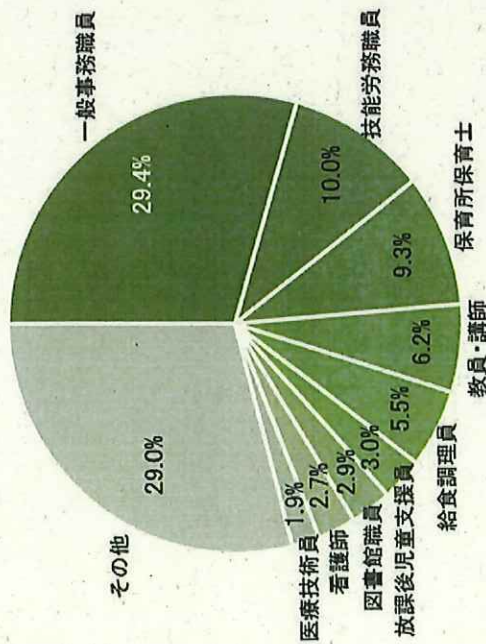
(3) 職種別

- 会計年度任用職員の約3割が「一般事務職員」であり、次いで「技能労務職員」、「保育所保育士」が多くなっている。

「一般事務職員」：事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者をいう。
「技能労務職員」：給食調理員を除く技能・労務系の職務を行う者をいう。

(単位:人)

区分	会計年度任用職員	
	構成比	
一般事務職員	183,029	29.4%
技能労務職員	61,923	10.0%
保育所保育士	57,937	9.3%
教員・講師	38,646	6.2%
給食調理員	34,511	5.5%
放課後児童支援員	18,750	3.0%
図書館職員	18,185	2.9%
看護師	16,911	2.7%
医療技術員	12,061	1.9%
その他	180,353	29.0%
合計	622,306	100.0%



2 会計年度任用職員について

(4) 団体区分別・職種別の状況

- 団体区分別では、市区が36.1万人（58.1%）で最も多く、次いで都道府県が10.6万人（17.0%）、町村が8.0万人（12.9%）、指定都市が5.8万人（9.4%）となっている。
- 全ての団体区分で「一般事務職員」が最も多くなっている。
次いで、都道府県では「技能労務職員」、「教員・講師」が多く、指定都市・市区・町村では「保育所保育士」、「技能労務職員」が多い。

区 分		一般事務 職員	技能労務 職員	保育所 保育士	教員・講師	給食調理員	放課後 児童支援員	図書館職員	看護師	医療技術員	その他
都道府県	105,843 (17.0%)	40,958	12,863	9	8,523	1,560	0	996	3,342	2,351	35,241
市区町村等	516,463 (83.0%)	142,071	49,060	57,928	30,123	32,951	18,750	17,189	13,569	9,710	145,112
指定都市	58,295 (9.4%)	20,975	4,793	6,444	1,796	3,332	1,589	2,077	1,130	1,440	14,719
市区	361,346 (58.1%)	97,909	32,754	41,370	21,679	21,873	14,713	12,458	9,083	6,747	102,760
町村	80,320 (12.9%)	17,860	8,807	10,056	6,564	6,960	2,446	2,634	1,709	1,027	22,257
一部事務 組合等	16,502 (2.6%)	5,327	2,706	58	84	786	2	20	1,647	496	5,376
合 計	622,306 (100.0%)	183,029 (29.4%)	61,923 (10.0%)	57,937 (9.3%)	38,646 (6.2%)	34,511 (5.5%)	18,750 (3.0%)	18,185 (2.9%)	16,911 (2.7%)	12,061 (1.9%)	180,353 (29.0%)

※ 各団体区分のうち、任用人数の多い上位3つの職種に網掛けをしている。

2 会計年度任用職員について

(5) パートタイム会計年度任用職員の勤務時間別職員数

- パートタイム会計年度任用職員の1週間あたりの勤務時間は、「23時間15分以上31時間00分未満」が最も多い。
この区分帯は、例えば、週3日勤務(1日7時間45分、週23時間15分)、週4日勤務(1日7時間、週28時間)、週5日勤務(1日6時間、週30時間)のような勤務時間を設定する場合に該当する。

(単位：人)

1 週間当たりの勤務時間		主な職種								
		一般事務 職員	技能労務 職員	保育所 保育士	教員・講師	給食調理員	放課後 児童支援員	図書館職員	看護師	医療技術員
19時間25分以上 23時間15分未満	66,532 (12.2%)	14,407 (8.7%)	6,249 (11.8%)	7,026 (17.0%)	5,898 (16.7%)	4,892 (16.0%)	3,939 (22.6%)	2,039 (12.3%)	1,416 (10.5%)	737 (7.6%)
23時間15分以上 31時間00分未満	253,189 (46.6%)	82,864 (50.2%)	22,232 (41.8%)	11,802 (28.6%)	13,884 (39.4%)	10,780 (35.3%)	10,890 (62.6%)	7,838 (47.3%)	6,001 (44.4%)	4,762 (48.9%)
31時間00分以上 37時間30分未満	157,411 (29.0%)	51,802 (31.4%)	16,678 (31.4%)	10,749 (26.1%)	11,876 (33.7%)	9,059 (29.7%)	2,079 (11.9%)	4,644 (28.0%)	4,270 (31.6%)	3,035 (31.1%)
37時間30分以上	66,267 (12.2%)	15,978 (9.7%)	7,965 (15.0%)	11,661 (28.3%)	3,620 (10.3%)	5,786 (19.0%)	496 (2.8%)	2,056 (12.4%)	1,843 (13.6%)	1,210 (12.4%)

※ 令和2年10月に行った追加調査項目で回答率98.3%のため、総数と一致しない。

※ 職種のうち、最も任用人数の多い勤務時間区分に網掛けをしている。

2 会計年度任用職員について

(6) 主な職種における給料（報酬）の状況

- 各団体における主な職種について、最も多くの職員に適用されている給料（報酬）の額を調査。
- 任用団体の数が最も多い「事務補助職員」については、1時間当たりの給料（報酬）の額が「900円超1,000円以下」の区分に属する団体が多く、団体ごとに単純平均した平均額は「990円」となっている。

(単位：団体)

職種	任用 団体の数	1時間当たりの給料（報酬）の額※1						平均額※2	
		900円以下	900円超 1,000円以下	1,000円超 1,100円以下	1,100円超 1,200円以下	1,200円超 1,300円以下	1,300円超	R 2	(参考) H 2 8 ※3
事務補助職員※4	2,269	546	1,023	364	200	70	66	990円	919円
給食調理員	1,523	249	604	375	163	64	68	1,014円	-
保育所保育士	1,378	14	152	373	382	289	168	1,156円	1,055円

(単位：団体)

職種	任用 団体の数	1時間当たりの給料（報酬）の額※1						平均額※2	
		1,000円以下	1,000円超 1,300円以下	1,300円超 1,600円以下	1,600円超 1,900円以下	1,900円超 2,200円以下	2,200円超 2,500円以下	R 2	(参考) H 2 8 ※3
教員講師（義務教育）	1,437	129	475	265	145	208	104	1,583円	1,385円

※1 「1時間当たりの給料（報酬）の額」には、地域手当（それに相当する報酬）を含む。

※2 「平均額」は、該当団体の単純平均値

※3 前回調査（平成28年度）は、事務補助職員、保育所保育士、教員講師（義務教育）の3職種のみ公表

※4 「事務補助職員」は、一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者

※ 各職種のうち、最も団体の多い給料（報酬）の額区分に網掛けをしている。

3 その他の臨時・非常勤職員について

(1) 臨時的任用職員

- 臨時的任用職員の総数は6.8万人で、そのうち、都道府県が81.4%、指定都市が15.4%となっている。
- 職種では「教員・講師」が8割以上を占めている。

※ 学校の教員については、児童生徒数が年度開始時点で確定しない場合に対する限定的な教員の確保といった臨時の職などが該当する。

(単位：人、構成比)

区 分	合 計	主な職種			
		教員・講師※	一般事務職員	技能労務職員	医療技術員
都道府県	55,790 (81.4%)	48,651 (87.2%)	3,546 (6.4%)	1,309 (2.3%)	399 (0.7%)
市区町村等	12,708 (18.6%)	10,589 (83.3%)	1,118 (8.8%)	198 (1.6%)	91 (0.7%)
指定都市	10,534 (15.4%)	9,638 (91.5%)	666 (6.3%)	26 (0.2%)	43 (0.4%)
市区	1,622 (2.4%)	844 (52.0%)	285 (17.6%)	99 (6.1%)	32 (2.0%)
町村	262 (0.4%)	64 (24.4%)	58 (22.1%)	26 (9.9%)	12 (4.6%)
一部事務組合等	290 (0.4%)	43 (14.8%)	109 (37.6%)	47 (16.2%)	4 (1.4%)
合 計	68,498 (100.0%)	59,240 (86.5%)	4,664 (6.8%)	1,507 (2.2%)	490 (0.7%)

※ 県費負担教職員は、任命・給与負担を行う都道府県・指定都市で計上している。

※ 各団体区分のうち、最も任用人数の多い職種に網掛けをしている。

3 その他の臨時・非常勤職員について

(2) 特別職非常勤職員

- 特別職非常勤職員の総数は3,669人、そのうち、指定都市が33.6%、市区が27.9%となっている。
- 職種では、顧問・参与（地方公共団体に対して助言を行う職）や調査員等が約5割を占め、次いで「医師（学校医や学校歯科医、公立病院又は診療所の嘱託医として診断を行う職）」が多い。

※ 参考のとおり特別職非常勤職員のほとんどが任用期間6か月未満、又は、勤務時間が19時間25分/週未満の職員となっている。

(単位：人、構成比)

区分	合計
都道府県	859 (23.4%)
市区町村等	2,810 (76.6%)
指定都市	1,231 (33.6%)
市区	1,025 (27.9%)
町村	529 (14.4%)
一部事務組合等	25 (0.7%)
合計	3,669 (100.0%)

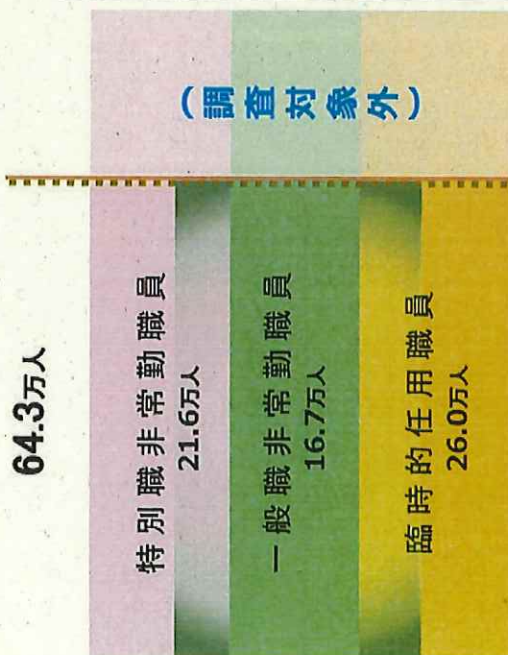
主な職種	
顧問、参与、調査員等	医師
356 (41.4%)	458 (53.3%)
1,388 (49.4%)	993 (35.3%)
716 (58.2%)	397 (32.3%)
347 (33.9%)	478 (46.6%)
318 (60.1%)	114 (21.6%)
7 (28.0%)	4 (16.0%)
1,744 (47.5%)	1,451 (39.5%)

参考
任用期間6か月未満、又は勤務時間が19時間25分/週未満
35,285 (24.2%)
110,596 (75.8%)
16,217 (11.1%)
78,874 (54.1%)
15,084 (10.3%)
421 (0.3%)
145,881 (100.0%)

※ 各団体区分のうち、最も任用人数の多い職種に網掛けをしている。

— 前回調査 (H28年度) との比較 —

平成28年度調査



任用期間：6か月以上
かつ
19時間25分/週（フルタイムの半分）以上

(調査対象)
○ 臨時・非常勤職員の任用形態が多様であることから、一定の条件で対象となる職員を絞って調査。

新制度に移行

<任用の適正化>

【特別職非常勤職員】
「専門的な知識経験等を有する者が就く職」へ要件を厳格化

【会計年度任用職員】
一般職の非常勤職として新たな制度を創設
⇒ 改正前の特別職・臨時的任用から職務内容に適合した任用に大きくシフト

【臨時的任用職員】
「常勤職員に欠員が生じた場合に、その代替として就く職」へ要件を厳格化

令和2年度調査



任用期間：6か月以上
かつ
19時間25分/週（フルタイムの半分）以上

(調査対象)
○ 会計年度任用職員制度への移行状況を把握するための参考として、前回調査対象に加え、それ以外の臨時・非常勤職員についても調査。

○〔参考〕単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令

(昭和二十六年二月十五日)
政令第二十五号

〔この政令は、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年七月法律第二八九号）で地方公務員法附則二一項が削除されたことに伴い失効になつたが、これに代る政令が制定されていないので参考に掲載した〕

単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令をここに公布する。

単純な労務に雇用される一般職に属する

る地方公務員の範囲を定める政令

内閣は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行に伴い、且つ、同法を実施するため、この政令を制定する。

地方公務員法附則第二十一項に規定する単純な労務に雇用される職員とは、一般職に属する地方公務員で左の各号の一に掲げる者の行う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

- 一 守衛、給仕、小使、運搬夫及び雑役夫
- 二 土木工、林業夫、農夫、牧夫、園丁及び動物飼育人
- 三 清掃夫、と殺夫及び葬儀夫
- 四 消毒夫及び防疫夫
- 五 船夫及び水夫
- 六 炊事夫、洗たく夫及び理髪夫
- 七 大工、左官、石工、電工、営繕工、配管工及びとび作業員
- 八 電話交換手、昇降機手、自動車運転手、機械操作手及び火夫

- 九 青写真工、印刷工、製本工、模型工、紡織工、製材工、木工及び鉄工
- 十 熔接工、塗装工、旋盤工、仕上組立工及び修理工
- 十一 前各号に掲げる者を除く外、これらの者に類する者

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年二月十三日から適用する。

〔地公三二一〕

〔参考〕単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令

七二(七二)

地方公務員六法

昭和40年9月20日発行

編集 地方公務員法研究会
発行兼 第一法規出版株式会社
印刷者 代表者 田中英雄

—— 発行所 ——

第一法規出版株式会社

107-8560 東京都港区南青山2丁目11番17号

電話(03)3404-2251(大代表)

支社 北海道(札幌)・東北(仙台)・関東(東京)・信越(長野)
東海(名古屋)・関西(大阪)・中国(広島)・四国(高松)
九州(福岡)・沖縄営業所(那覇)

—— 地六 ISBN4-474-61151-9 (7) ——

問 答

- 一 疑問にかかると、当該労働者が不当労働行為に該当する場合は「労働組合法第二十七条の規定を参照されたい」という趣旨である。
- 三 お見込みのとおり。
- 四 だうぞは接収がまだしつたから支給してもらいたいとが、女子用の更衣室を設けてほしいとかいつたような日中の作業条件から起る職員の苦情を適当に解決することが、苦情処理共同調整会議の本質的使命と断られるが、その権限及び運用の具体的細目は、当事者間の団体交渉によつて定められるものである。

○単純労働者が不利益処分を受けた場合の救済措置について

(昭三九・五・一〇 自治公職第三六号
労働者の不利益処分の救済措置等について)

照 会

- 一 地方公務員法第五十七条に規定する単純労働者については、地方公務員法労働関係法第四項の規定により同法第十七条の規定が適用され、それによつて更に地方公務員法第三十九條の規定が適用されるので、地方公務員法第四十六條から第五十一條までの規定は除外せられ、当該職員は、公平委員会に対して不利益処分等の審査請求はできないものと断つてまい。
- 二 公平委員会に対して審査請求ができないものとするは、右に關する審査機関として、地方公務員法労働関係法の規定する苦情処理共同調整会議がこれに當るものとしてよい。
- 三 苦情処理共同調整会議は「日中の作業条件から起る職員の苦情を適当に

解決」するものであるが、救済処分等の不利益処分の審査請求を「日中の作業条件から起る職員の苦情」としてよい。

回 答

- 一 お見込みのとおり。
- 二 及び三 苦情処理共同調整会議は、日中の作業条件から起る職員の苦情を適当に解決することをもつて、本質的使命とするものであると断られるが、その権限及び運用の具体的細目は、当事者間の団体交渉によつて定められるものである。なお、労働組合法第二十七条を参照されたい。

○単純労働者が不利益処分を受けた場合の救済措置について

(昭三九・六・一四 自治公職第一〇〇号
労働者の不利益処分の救済措置等について)

照 会

- 一 単純労働者が不当労働行為とは全然関係がない事由により、その職に就いて不利益処分を受けた場合において、その単純労働者がその処分を不服として救済を求めたいときは、いかなる機関により救済されるか。
- 二 若し一の場合、労働組合の団体交渉により救済措置をとるべきであるとするならば、当該職員等が労働組合を結成していない場合若しくは労働組合を結成していても当該職員がその労働組合に加入していない場合は、いかなる措置により救済されるか。

回 答

- 一 設問の場合苦情処理共同調整会議等により解決するほか、当該処分が違法なものである場合には、行政事件訴訟特例法（現行「行政事件訴訟法」）の定めるところにより、裁判所に訴えることもできる。
- 二 一により承知されたい。

(その他)

○公立大学の事務職員及び技術職員は、地方公務員法の規定の適用を受けるか

(昭三六・七・二四 地自公職第三〇号
公立大学事務職員等と公務員職等について)

照 会

- 一 公立大学の事務、技術職員は、地公法第五十七條(特例)に「職員のうち公立学校の教職員(学校教育法に規定する校長、教員及び事務職員をいう)……、その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては別法に定める。……」とあり、一方、学校教育法第五十八條(専任、兼任、その他の職員)に「(一)本学には専任、兼任、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。……(二)本学には前項の外、講師、技術職員を置くことができる。」とあり、これに依れば、当然大学の事務職員、技術職員の身分の取扱は、地公法より除外されるものと考えられるが、如何でしょうか。
- 二 地公法第五十七條により「特例を必要とするものについては別に法律で定める」とあり、教育公務員特例法第二条(定義)によれば「この法律で教育公務員とは学校教育法第二条に定める国立学校及び公立学校の学長、校長、教員及び部局長、……をいう」とあり、これには一般公立学校事務技術職員は含まれていないが、この教育公務員特例法で規定されるもの以外は、地公法によつて同じ身分の取扱を受けることとなりますが、如何でしょうか。
- 三 現在公立大学の事務、技術職員の身分取扱については、各都道府県市で左の二様の取扱をしていいますが、いずれが正しいでしょうか。

- (一) 東京都の例
専任の一般職員と同じ取扱をとり、勤労命令によつて東京都立大学勤労命令をせられていいます。
- (二) 京都府の例
一般職員とは別に、京都府公立大学事務(又は技術)職員に任命されていいます。

回 答

- 一 地方公務員法に対する特例が設けられない限り、地方公務員法の適用を受けるものである。
- 二 お見込みのとおり。
- 三 白が正しい。

○単純な事務に雇用される者の範囲等について

(昭三六・五・八 自治公職第一三〇号
大蔵省総務局等と公務員職等について)

照 会

- 一 地方公共団体に雇用する別記の職員は地方公務員法第五十七條にいう「単純な事務に雇用される者」に該当するか。

(範囲)

- (一) 技術員(運転手、機械運転手、交際手、タイピスト、調理員)
- (二) 作業員(工夫、薪炭夫、清掃夫、清掃婦、運搬員、炊事夫、炊事婦、校務員、園務員、給食員)
- 二 昭和二十六年度令第二十五号単純な事務に雇用される一般職に關する地方公務員の範囲を定める政令はその効力を有するものと断すべきではないか。

回 答

- 一 職員が単純な労務に雇用される者に該当するかどうかは、その者の職務および責任の事実に基づいて判断すべきであるが、(イ)および(ロ)については、技術者、監督者又は行政事務を担当する者でない限り、お見込みのとおりと解する。
- 二 単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和二十六年政令第二十五号）は、地方公務員法第五十七条の施行に伴い、地方公務員法附則第二十一項が削除され、昭和二十七年四月三十日をもって失効した。しかし、地方公務員法第五十七条および地方公務員法附則第四項にいう単純な労務に雇用される者の範囲については、同政令の規定に基づいて解釈して差しつかえない。

判 例

○企業職員に対する分限・懲戒処分の場合

（広島地裁昭和四一・二・一四判決 昭四〇（行ツ）二五）
（行政処分執行停止命令申立事件）

○別表第三

地方公共団体の企業職員については、地方公務員法第五十七条の適用を受けるか否かにおいて他の一般地方公務員と取扱いを異にするが、任用、分限、懲戒等に関する地方公務員法の規定の大半は概ねその適用を免れないから、右職員に対してした懲戒ないし分限免職処分は行政処分である。

□ 基 本 法 □

（他の法律の適用除外）

第五十八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和二十四年法律第三十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、職員に關して適用しない。

2 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二章の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第二章及び第五章の規定並びに同章に基づく命令の規定は、地方公共団体の行なり労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八條第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員以外の職員に關して適用しない。

3 労働基準法第二條、第二十四條第一項、第三十二條の三から第三十二條の五まで、第三十八條の二第二項から第五項まで、第三十九條第五項、第七十五條から第九十三條まで及び第一百二條の規定、労働安全衛生法第九十二條の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六條中労働基準法第二條に關

索

引

検印
省略

地方公務員法実判例集

—第五次改訂—

平成6年6月30日 発行

編集 自治省公務員部公務員課

発行兼 第一法規出版株式会社
印刷者 代表者 田中 富 彌

—◇発行所◇—

第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山2丁目11番17号
TEL.(03)3404-2251(代表)
FAX.(03)3479-1747

ISBN 4-474-00407-8 C 2031(7)

令和5年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）

1-1. 臨時・非常勤職員の任用件数

○ 臨時・非常勤職員数（※）は74.3万人で、令和2年度に実施した「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」（令和2年4月1日時点）における69.4万人から4.8万人（6.9%）増加。

（※）任用期間が6ヶ月以上かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分（常勤職員の半分）以上の職員が対象

（単位：人）

区分	計	（参考）令和2年度「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」との比較		
		計	増減数	増減割合
任用根拠別				
会計年度任用職員	661,901 (89.1%)	622,306	39,595	6.4%
臨時的任用職員	76,044 (10.2%)	68,498	7,546	11.0%
特別職非常勤職員	4,780 (0.6%)	3,669	1,111	30.3%
総数	742,725 (100.0%)	694,473	48,252	6.9%
団体区分別				
都道府県	178,041 (24.0%)	162,492	15,549	9.6%
市区町村等	564,684 (76.0%)	531,981	32,703	6.1%
指定都市	79,022 (10.6%)	70,060	8,962	12.8%
市区	384,415 (51.8%)	363,993	20,422	5.6%
町村	85,230 (11.5%)	81,111	4,119	5.1%
一部事務組合等	16,017 (2.2%)	16,817	▲ 800	▲ 4.76%

参考	任用期間6月未満、又は勤務時間が19時間25分/週 未満
	306,376 (64.3%)
	9,270 (1.9%)
	160,969 (33.8%)
	476,615 (100.0%)
	119,496 (25.1%)
	357,119 (74.9%)
	68,806 (14.4%)
	241,558 (50.7%)
	44,149 (9.3%)
	2,606 (0.5%)

令和5年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）

1-2. 会計年度任用職員の任用状況

- 都道府県・指定都市・市区・町村では「一般行政部門」が最も多く、次いで、「教育部門」が多い。一部事務組合等では「公営企業部門」が最も多くなっている。
- フルタイムで任用されている職員は7.4万人で全体の11.2%、パートタイムで任用されている職員は58.8万人で全体の88.8%を占めている。

(単位：人)

区 分	合計	一般行政部門	教育部門	警察部門	消防部門	公営企業部門
都道府県	115,307 (17.4%)	50,389	34,455	14,243	1,040	15,180
市区町村等	546,594 (82.6%)	307,258	181,059	34	1,635	56,608
指定都市	66,860 (10.1%)	42,363	18,778	0	762	4,957
市区	380,255 (57.4%)	214,246	129,851	34	559	35,565
町村	83,594 (12.6%)	45,678	32,066	0	20	5,830
一部事務組合等	15,885 (2.4%)	4,971	364	0	294	10,256
総 数	661,901 (100.0%)	357,647	215,514	14,277	2,675	71,788

参考	任用期間6月未満、又は勤務時間が19時間25分/週 未満
	76,275 (24.9%)
	230,101 (75.1%)
	38,791 (12.7%)
	162,032 (52.9%)
	27,144 (8.9%)
	2,134 (0.7%)
	306,376 (100.0%)

※ 各団体区分のうち、任用人数の多い上位2つの部門に網掛けをしている。

(単位：人)

任用区分	人数
会計年度任用職員	661,901 (100.0%)
フルタイム	73,949 (11.2%)
パートタイム	587,952 (88.8%)

フルタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者

パートタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べ短い時間である者

令和5年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）

1-3. 臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用状況

(1) 臨時的任用職員

- 臨時的任用職員の総数は7.6万人で、そのうち、都道府県が81.0%、指定都市が14.9%となっている。
- 部門では「教育部門」が最も多くなっている。

区 分	合計	一般行政部門	教育部門	警察部門	消防部門	公営企業部門	参考 任用期間6月未満
都道府県	61,599 (81.0%)	1,475	59,789	104	0	231	6,899 (74.4%)
市区町村等	14,445 (19.0%)	2,092	12,293	0	1	59	2,371 (25.6%)
指定都市	11,363 (14.9%)	416	10,916	0	0	31	2,152 (23.2%)
市区	2,878 (3.8%)	1,578	1,287	0	1	12	161 (1.7%)
町村	157 (0.2%)	91	60	0	0	6	32 (0.3%)
一部事務組合等	47 (0.1%)	7	30	0	0	10	26 (0.3%)
総 数	76,044 (100.0%)	3,567	72,082	104	1	290	9,270 (100.0%)

※ 各団体区分のうち、任用人数の多い上位2つの部門に網掛けをしている。

(2) 特別職非常勤職員

- 特別職非常勤職員の総数は4,780人、そのうち、町村が30.9%、市区が26.8%となっている。
- 部門では「一般行政部門」が最も多くなっており、次いで「教育部門」が多い。

区 分	合計	一般行政部門	教育部門	警察部門	消防部門	公営企業部門	参考 任用期間6月未満、又は勤務 時間が19時間25分/週 未満
都道府県	1,135 (23.7%)	985	16	108	0	26	36,322 (22.7%)
市区町村等	3,645 (76.3%)	1,745	1,606	1	144	149	123,366 (77.3%)
指定都市	799 (16.7%)	97	544	0	143	15	27,863 (17.4%)
市区	1,282 (26.8%)	480	763	1	1	37	78,084 (48.9%)
町村	1,479 (30.9%)	1,092	299	0	0	88	16,973 (10.6%)
一部事務組合等	85 (1.8%)	76	0	0	0	9	446 (0.3%)
総 数	4,780 (100.0%)	2,730	1,622	109	144	175	159,688 (100.0%)

※ 各団体区分のうち、任用人数の多い上位2つの部門に網掛けをしている。

令和5年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）

2. 会計年度任用職員の職種別の給料（報酬）額等の状況

- 各団体における主な職種について、最も多くの職員に適用されている給料（報酬）の額を調査。
- 任用団体数が最も多い「事務補助職員」については、1時間当たりの給料（報酬）の額が「900円超1,000円以下」の区分に属する団体が多く、団体ごとに単純平均した平均額は「1,059円」となっている。

（単位：団体）

職種	任用 団体数	1時間当たりの給料（報酬）の基本額※1						平均額※2	
		900円以下		1,000円超		1,100円超		R5	(参考) R2
		900円以下	1,000円以下	1,000円超	1,100円以下	1,100円超	1,200円以下		
事務補助職員※3	2,505	36	1,041	785	335	141	167	1,059円	990円
給食調理員	1,405	32	443	464	260	108	98	1,079円	1,014円
保育所保育士	1,386	2	45	259	387	344	349	1,219円	1,156円

（単位：団体）

職種	任用 団体数	1時間当たりの給料（報酬）の基本額※1						平均額※2	
		1,000円以下		1,000円超		1,600円超		R5	(参考) R2
		1,000円以下	1,000円以下	1,000円超	1,600円以下	1,600円超	2,200円以下		
教員講師（義務教育）	1,154	74	421	281	126	100	40	1,548円	1,583円

※1 「1時間当たりの給料（報酬）の額」には、地域手当（それに相当する報酬）を含む。

※2 「平均額」は、該当団体数の単純平均値

※3 「事務補助職員」は、一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者

※4 各職種のうち、最も団体数の多い給料（報酬）の額区分に網掛けをしている。